

平成28年 第4回 定例教育委員会 会議録

招集日時	平成28年4月18日 午後6時30分								
開会日時	平成28年4月18日 午後6時30分								
閉会日時	平成28年4月18日 午後7時20分								
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室								
教育長	朝倉 孝								
委員出席席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者					
	1	富田信太郎	出	教育部長	中野則之	出	社会教育課長	佐藤龍司	出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監	朝倉美由紀	出	大井図書館長	宮井さゆり	出
	3	山城いづみ	出	教育総務課長	皆川恒晴	出	大井中央公民館長	三上隆夫	出
	4	伊藤 英夫	出	学校教育課長	榎本 崇	出	上福阿歴史民俗資料館長	原口雅樹	出
				学校給食課長	岡田 彰	出	学校給食課主幹	原田準一	出
書記	教育総務課副課長 佐々木拓郎		傍聴人数			0人			

会 議 概 要

議 事 等

【公 開】

第13号議案、「平成28年度ふじみ野市学校評議員を委嘱することについて」（可決）

第14号議案、「ふじみ野市社会教育委員を委嘱することについて」（可決）

第15号議案、「ふじみ野市立大井中央公民館分館長を委嘱することについて」（可決）

報告事項、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて）」（承認）

報告事項、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会教育長職務代理者委任規則等の一部を改正することについて）」（承認）

報告事項、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正することについて）」（承認）

報告事項、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部を改正することについて）」（承認）

報告事項、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会文書規程等の一部を改正することについて）」（承認）

報告事項、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会職員の勤務時間に関する規程

<p>の一部を改正することについて)」(承認)</p> <p>報告事項、「専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会嘱託員設置要綱の一部を改正することについて)」(承認)</p>	
<p>(18時30分)</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>(開会前に新任職員紹介)</p> <p>○開会の宣告</p> <p>ただ今から、平成28年第4回定例教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>○会議録の承認</p> <p>まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますでしょうか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。</p> <p>後ほど、各委員の署名をお願いします。</p> <p>○教育長からの報告</p> <p>次に、報告をさせていただきます。</p> <p>1 新年度の学校の様子</p> <p>学校では教職員の人事異動がありましたが、入学式等もスムーズに行うことができ、大きな事故もなく新年度が開始しました。</p> <p>2 なの花給食センター</p> <p>4月13日から、なの花給食センターが給食の提供を開始しました。</p> <p>PFI事業により運営していますが、事故もなく今日に至っています。</p> <p>3 その他</p> <p>その他、公民館、歴史民俗資料館等も事故なく、年度当初の事業に当たっています。</p> <p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

	<p>○本日の議事</p> <p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただく議事を申し上げます。</p> <p>第13号議案、平成28年度ふじみ野市学校評議員を委嘱することについて</p> <p>第14号議案、ふじみ野市社会教育委員を委嘱することについて</p> <p>第15号議案、ふじみ野市立大井中央公民館分館長を委嘱することについて</p> <p>議案は、以上3件です。</p> <p>ほかに、ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて、ほか6件の専決処理に関する報告がございます。</p> <p>教育部長から提案理由をお願いします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(議案書に基づき提案理由を説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、審議に入ります。</p>
	<p>○第13号議案</p>
<p>教育長</p>	<p>まず、第13号議案を議題といたします。</p>
	<p>本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>第13号議案について御説明いたします。</p>
	<p>議案を1枚めくっていただき、平成28年度の学校ごとの評議員名簿を御</p>
	<p>覧ください。</p>
	<p>今回、校長から推薦のあった者が82名。そのうち再任が71名、新規が</p>
	<p>11名でございます。</p>
	<p>また、2校兼任している者が6名おります。</p>
	<p>新規、再任とも、これまでPTA会長や民生委員・児童委員等を歴任され、</p>
	<p>学校に対して大変理解していただき、支援していただいている方々です。</p>
	<p>よろしく願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、この案件について、委員の皆様から御質問がございましたらお</p>
	<p>願いします。</p>
<p>塩野委員</p>	<p>再任の方で、長い方は何年位務めていらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>一番長い方ですと、6期から7期務めていらっしゃる方がいます。</p>
<p>塩野委員</p>	<p>分かりました。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>あと1点伺います。</p> <p>2校兼任が6名いらっしゃるということですが、委嘱してはいけないということではないのですが、幅広い方から意見を聴くのであれば、兼任ではなく、なるべく多くの方の意見を聴いた方が良いのかなと思います。いかがでしょうか。</p> <p>多くの場合、中学校区の中で小学校・中学校と引き受けていらっしゃる方です。学区のことも子供達のこともよく分かっているということ、校長先生が信頼していることの証でもあろうかと思えます。</p> <p>ただ、今後は校長会等を通して、塩野委員御指摘の幅広い人材の登用を進めていきます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
<p>山城委員</p>	<p>自治会長さんなど、長期にわたり委嘱されている方がいらっしゃると思いますが、年齢層が偏っていると校長先生は評議員を替えづらいのではないのでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>年齢構成は、30代から70代までといった幅広い年齢層で構成されている学校と、50代、60代が多い学校とがあります。</p> <p>ただ、長期間委嘱されている方に対し、校長先生が「断りづらい」と感じているということではなく、学校のことをよく御理解いただいていること、御支援いただいていることのメリットを重視しての御推薦であると聞いております。</p>
<p>山城委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>任期は何年ですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>これは単年度の委嘱ですので、毎年、校長会の推薦を経てこの会議に議案を提出しています。</p>
<p>教育長</p>	<p>朝倉管理監、何か御意見はありますか。</p>
<p>学校教育管理監</p>	<p>皆さん、学校のことをよく御理解いただいております。</p>
<p>教育長</p>	<p>山城委員さんがおっしゃるようなことが無きにしても非ずであろうかと思えます。そこで、再任期間が長い方については、どこかで区切りを付けること、マックスの任期を機械的に定めた方が良いかもしれません。検討させていただきます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかに御質問はございますか。</p>

各委員	(質疑なし)
教育長	<p>それでは、課題はあろうかと存じますが、今年度は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(全員賛成)
教育長	<p>賛成総員と認め、第13号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p>○第14号議案</p> <p>次に、第14号議案を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を社会教育課長よりお願いします。</p>
社会教育課長	<p>こんばんは。社会教育課長の佐藤です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>第14号議案、ふじみ野市社会教育委員を委嘱することについて説明させていただきます。</p>
	<p>4月30日の社会教育委員の任期満了に伴いまして、別紙案のとおり平成28年5月1日から平成30年4月30日までの2年任期で14名の方の委嘱を提案いたします。</p>
	<p>選出区分につきましては、ふじみ野市社会教育員設置条例第2条第2項</p> <p>1学校教育及び社会教育の関係者、2家庭教育の向上に資する活動を行う者、3学識経験を有する者、4公募による市民、となっております。</p>
	<p>再任の方が7人、新規の方が7人です。</p>
	<p>社会教育関係者として6人、学校教育経験者として2人です。</p>
	<p>家庭教育関係者ですが、元福小学校のPTA会長と決まっておりますが、まだお名前が挙がってきておりません。総会が4月21日となっておりますので、この日以降、報告がある予定です。次回の委員会で報告させていただきます。</p>
	<p>次に学識経験者として4人。市民公募委員として、倉本さん、中野さん。9名の応募の中から選考されております。倉本さんにつきましては、前回も応募されていた方です。</p>
	<p>以上14名の方々です。よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>確認したいのですが、充て職以外の任期のリミットはありますか。</p>
社会教育課長	<p>公募委員は、1期2年が限度となっております。</p>
教育長	<p>それでは、この案件について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>

<p>各委員 教育長</p>	<p>(質疑なし) それでは、お諮りします。 第14号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>(全員賛成) 賛成総員と認め、第14号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長 大井中央公民館長</p>	<p>○第15号議案 続いて、第15号議案を議題といたします。 本議案の説明を大井中央公民館長よりお願いします。</p>
<p>大井中央公民館長</p>	<p>大井中央公民館長の三上です。よろしくお願ひいたします。 第15号議案、ふじみ野市立大井中央公民館分館長を委嘱することについて説明させていただきます。 本議案につきましては、大井中央公民館分館長のうち大井分館長の任期が平成28年4月30日をもちまして任期満了となるため、現在の分館長であります小南義明氏を引き続き5月1日付けで分館長に委嘱するものでございます。2期目になります。 任期は、平成28年5月1日から平成30年4月30日までの2年間となります。 分館長の選出にあたりましては、地域の町会から推薦をいただきまして、分館長候補者としております。 分館長の詳細につきましては、参考資料のとおりでございます。 よろしく御審議のほど、お願ひいたします。</p>
<p>教育長 大井中央公民館長 教育長</p>	<p>分館長についての再任の規定はありますか。 特に妨げないこととなっております。 それでは、この案件について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>富田教育長職務代理者 大井中央公民館長</p>	<p>大井分館の分館長だけ議案として提出された理由は何でしょうか。 分館長の任期は2年ですが、何らかの理由により途中で辞めた場合、ずれてきます。 18分館のうちの14分館は任期が4月1日からでしたが、残りの4分館は大井分館が5月1日から、その他は来年の2月や3月からとなっております。</p>

<p>教育長 大井中央公民館長</p>	<p>自治会の総会時期も関係しますね。 そうです。特に大井分館は町会の推薦を頂く形を取っていますので、総会日時の影響でずれることがあります。これが一番の原因です。</p>
<p>教育長 各委員</p>	<p>ほかに御質問はございますか。 (質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、ほかに御質問がないようですので、お諮りします。 第15号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>(全員賛成) 賛成総員と認め、第15号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○専決処理に関する報告(7件) 続いて、報告事項に移ります。 ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて、ほか6件の専決処理の報告を一括して教育総務課長よりお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>専決処理いたしました規則及び訓令、合計7件の内容を一括して御報告いたします。 組織改正による課の名称の変更、係の廃止、職名の追加等を主な内容とするものがほとんどであり、委員会における議論の余地がないものと判断して専決処理しました。 組織改正の具体的な内容は、新年度から総務課が教育総務課となり、施設係が廃止され、総務係のみとなりました。 学校教育課に学校教育管理監という職が新設されました。 学校給食課の学校給食センター建設係が廃止されました。 その他、全庁的には市長部局の改革推進室が経営戦略室に変更されるなどの変更がありました。 では、専決処理した規則等を御覧いただきます。 まず、ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について御説明いたします。 お手元の資料の新旧対照表を御覧ください。 ただいま申し上げましたとおり、第2条の表中、総務課を教育総務課に改め、施設係を削りました。 その下の行、学校教育課は、学校管理係を筆頭係に改めました。</p>

別表第1の総務課の欄は、課の名称を改め、施設系の欄を削り、施設系の所掌事務を総務係へと移しました。

次のページ、学校教育課指導系の欄は、「就学指導」を「就学支援」に改めましたが、これは制度改正等による改正ではなく、より適切な言葉に改めたものです。

その下の学務系の欄は、学校開放を加えた改正と、「家庭教育」を「家庭教育学級」に改めた改正です。家庭教育全般ではなく、家庭教育学級という事業を推進することが分掌事務であるため改正しました。

学校給食課の欄は、学校給食センター建設系の欄を削りました。

以上のとおり、ほとんどが組織改正に伴う字句の改正でございます。

次に、ふじみ野市教育委員会教育長職務代理者委任規則等の一部を改正する規則について御説明いたします。

お手元の資料の新旧対照表を御覧ください。

第1条は、教育長職務代理者委任規則の改正です。

総務課長を教育総務課長に改めました。

次のページ、第2条の新旧対照表を御覧ください。

第2条は、入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の改正であり、これも総務課長を教育総務課長に改めました。

次のページ、第3条の新旧対照表を御覧ください。

第3条は、事務委任及び補助執行規則の改正であり、これも組織改正による規則の改正です。

総務課に施設係があったときは都市政策部が補助執行していた校舎の整備等を、施設係がなくなったため補助執行ではなく委任します。

したがって、第2条に委任の規定を加え、第3条の補助執行の規定は、昨年度以前から都市政策部が補助執行し、今年度も引き続き補助執行する事務を列記することとしました。

以上のとおり、この規則改正も全てが組織改正に伴うものでございます。

次に、ふじみ野市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

こちらも新旧対照表を御覧ください。

第2条の行政職の職名に新たに「学校教育管理監」を加えました。

この改正も組織改正に伴うものでございます。

次に、ふじみ野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について御説明いたします。

こちらにも新旧対照表を御覧ください。

改正内容は、総務課は組織改正による課名の変更です。

学校教育課は、全て教育長決裁であった「指定校変更に関する事」を重要度に応じて、教育長決裁、部長決裁、課長決裁の3区分に改めました。

教育長決裁である「特に重要なもの」とは、いじめや不登校の事実があり、指定校を変更することが教育上必要である場合をいいます。

部長決裁である「重要なもの」とは、児童生徒の心身の傷害や疾病により指定校への就学が著しく過重な負担となる場合等をいいます。

課長決裁である「定例的なもの」とは、指定校変更している児童生徒の兄弟が上の子と同じ学校を希望する場合等をいいます。

新旧対照表の次のページ、「学校開放に関する事」から「ふじみ野市PTA連合会に関する事」までは、改正前の「その他学校教育に関する事」に含まれていたものを独立した項目とするとともに課長決裁にしたものです。

次に、ふじみ野市教育委員会文書規程等の一部を改正する訓令について御説明いたします。

こちらにも新旧対照表を御覧ください。

第1条は文書規程の改正ですが、内容は全て「総務課」または「総務課長」を「教育総務課」または「教育総務課長」に改めるものでございます。

資料をめくっていただき、第2条の新旧対照表を御覧ください。

第2条は公印規程の改正ですが、これも同様に「総務課」または「総務課長」を「教育総務課」または「教育総務課長」に改めるものでございます。

更にページをめくっていただき、第3条の新旧対照表を御覧ください。

第3条は服務規程の改正ですが、これも同様に「総務課」または「総務課長」を「教育総務課」または「教育総務課長」に改めるものでございます。

更にページをめくっていただき、第4条の新旧対照表を御覧ください。

第4条は臨時的任用職員取扱要綱の改正ですが、これも同様に「総務課」または「総務課長」を「教育総務課」または「教育総務課長」に改めるもの

でございます。

更にページをめくっていただき、第5条の新旧対照表を御覧ください。

第5条は施設検査取扱要綱の改正ですが、これも同様に「総務課長」を「教育総務課長」に改めるものでございます。

様式が載っている新旧対照表を飛ばしていただき、第6条と、その次のページの第7条の新旧対照表を御覧ください。

第6条は子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱、第7条は教育振興計画庁内検討プロジェクト・チーム設置要綱ですが、ともに「総務課」または「総務課長」を「教育総務課」または「教育総務課長」に改め、「改革推進室」または「改革推進室長」を「経営戦略室」または「経営戦略室長」に改めるものでございます。

第7条の教育振興計画庁内検討プロジェクト・チーム設置要綱については、昨年度、教育振興計画を策定しましたが、今後、改訂するときのため、策定委員会や庁内プロジェクト・チームといった組織に関する例規は廃止せずに残しておきます。

以上のおり、第1条から第7条まで、全ての改正が組織改正に伴うものでございます。

次に、ふじみ野市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について御説明いたします。

提案理由にもあるとおり、この改正は市長部局の職員の勤務時間に関する規程を改正したことに伴う改正です。

こちらも新旧対照表を御覧ください。

改正内容は、第4条中、まず改正前の冒頭部分「勤務条件の特殊性その他の理由により」を「前2条の規定にかかわらず」に改めるものでございます。

一般的に職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで、休憩時間は正午から午後1時までですが、第4条の「特例」とは、公民館、資料館、給食センターについては、業務の実情により勤務時間や休憩時間を変更することができることを指します。

新旧対照表を見比べればお分かりになると思いますが、この改正によって条文の意味する内容は何ら変わりません。

では、何のための改正かといいますと、冒頭の改正箇所は、市長部局が改

正前の「特殊性」という文言を削りたい意図があったようです。

後の改正箇所は、単に法制執務上のルールによる改正です。

条文を読む際に読み易くするため、「3つ以上の項目を列挙する場合、最後の項目の直前に『及び』を置く。」という法制執務上のルールがあり、これに則って改めたものです。

以上のとおり、この改正は、市長部局の改正に連動した改正及び法制執務上のルールに則った改正であります。

最後に、ふじみ野市教育委員会嘱託員設置要綱の一部を改正する訓令について御説明いたします。

改正の趣旨は、昨年度までは、市費の学校事務嘱託員の年次有給休暇等の承認は、総務課長が承認していましたが、これを新年度から学校長が承認することに変更しました。

「年次有給休暇等」と申し上げましたが、具体的には年次有給休暇のほか、病気休暇、生理休暇、特別休暇、週休日の振替があります。

総務課長が休暇を承認するよりも、日々の学校現場の実情を知っている学校長が承認する方が、適正な学校運営ができることは明らかであるため変更したものです。

これらを踏まえ、新旧対照表を御覧ください。

第13条第4項は、学校事務嘱託員の休暇届の届出先を所属長から学校長に改めたものです。

「所属長」とは、この要綱の第2条に規定されていますが、「課長及び課長相当職」を指します。

したがって、これを学校長に改めました。

嘱託員設置要綱が対象とするのは、学校事務嘱託員のほかにさわやか相談員や給食配膳員等もいますが、これらについては引き続き学校長が押印した後、学校教育課長や学校給食課長が押印して「承認」となる扱いなので、改正後の第13条第4項のような規定となります。

以下同様に、第14条から第17条まで、「学校事務嘱託員の休暇については学校長が承認する。」という規定を盛り込みました。

様式も併せて改正しました。

以上7件の規則及び訓令の改正について、「議案の取扱に係る申し合わせ」

	<p>の規定により専決処理しましたので、その内容を御報告しました。</p> <p>説明は以上です。よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>ただ今、一括して報告のありました7件の専決処理について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
伊藤委員	<p>教育委員会組織規則の改正の所で、「就学指導」を「就学支援」に改めるとありましたが、就学指導委員会の名称も変更するのでしょうか。</p>
教育長	<p>現在、既に支援委員会となっています。</p>
伊藤委員	<p>分かりました。</p>
富田教育長職務代理者	<p>学校教育管理監という職が新設されましたが、昨年度までは学校教育についての責任者は学校教育課長であったと思いますが、学校教育管理監は学校教育課長と同様の職掌であるのか、明確な違いがあるのか、その点を教えてください。</p>
教育長	<p>私の方から説明いたします。</p> <p>今回新設しました学校教育管理監は、私の特命事項をその職務とします。</p> <p>特命事項とは、教育振興基本計画をスピード感をもって具体化していくことであり、学校教育課長は学校教育管理監の指揮命令の下に動きます。</p> <p>議会对応では、学校教育に関する一般質問には学校教育管理監が答弁します。</p> <p>教育振興基本計画をスピード感をもって具体化するために、国や県教育委員会との調整にも当たります。</p> <p>また、学校で重大事故が起こった場合等は、学校教育管理監が先頭に立って校長等の指導に当たることとなります。</p> <p>そのような、新たな職であると御理解ください。</p>
富田教育長職務代理者	<p>よく分かりました。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>それでは、ほかに御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承したいと思います。</p> <p>○各課からの報告</p>
教育長	<p>次に、各課から別件で報告しておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>(学校給食課長：学校給食が統一メニューとなったことを報告)</p>

<p>山城委員</p>	<p>(大井図書館長：上福岡図書館の空調機器の修繕を行うことを報告)</p> <p>先月、朝霞の女子中学生が見つかったのが本当に良かったのですが、これに関し、本市では玄関前に氏名が書かれた朝顔の鉢が放置されている家庭が多く見受けられます。</p> <p>鉢には出席番号のみ記し、氏名は立て札のような物に記して、家に持って帰るときは必ず回収するなど、事件が起こってしまったは大変なので何らかの対応が必要だと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>では、そのことも含めて検討させていただきます。</p> <p>委員さんから、ほかに何かございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(特になし)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>教育長</p>	<p>○次回の日程等</p> <p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、平成28年5月18日(水)午後3時から、会場は市役所本庁舎5階A大会議室、この場所を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、会場の規模を考慮し8名までとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(了承)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に8名を限度とします。</p> <p>以上で、平成28年第4回定例教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>
<p>(19時20分)</p>	<p>【閉会の宣告】</p>